

滝沢浄水場施設整備事業に係る実証実験実施要綱等に関する質問及び回答

質問の内容	回 答
実証実験実施要綱関係	
<p>実証実験実施要綱 表題 について</p> <p>表題に「滝沢浄水場施設整備事業」とありますが、その概要（事業方式、事業範囲、スケジュールなど）についてお示しください。検討中であれば、途中経過でもかまいませんのでお願いします。</p>	<p>現時点では、まだ決定していませんので、お示しできません。</p>
<p>実証実験実施要綱 第1条 について「膜ろ過方式で整備した場合」とありますが、本事業の処理方式は膜ろ過方式ではない場合もありうるのでしょうか。ありうるのであればその理由と、浄水処理方式の決定時期についてご教示ください。</p>	<p>膜ろ過方式で行う計画です。</p>
<p>実証実験実施要綱 第5条 について</p> <p>「実験の範囲」について、実験仕様書等に記載のある「実験中間報告書、最終報告書」の作成・提出も含まれているとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>実証実験実施要綱 第6条（3） について</p> <p>「実証実験実施計画書の項目は、実験目的・実験内容・実験諸元の項目別に、作成すること」とありますが、これは第26条（4）に記載の項目と同等と考えればよろしいですか。</p> <p>また「実験内容」について、具体的な記載事項の指定があればご教示ください。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>実証実験実施要綱 第9条（1）～（3）</p> <p>本実証試験に2社以上のグループで参加する場合の実施要領第9条の解釈に</p>	<p>応募者がグループによる場合については、</p> <p>1.（1）と（2）の条件については、グループを構成するすべての者が満</p>

<p>ついて御教示下さい。</p>	<p>たしていること。 2.(3)の条件は、グループを構成する者のうちいずれかが満たしていること。</p>
<p>実証実験実施要綱 第14条 について 「応募表明書の提出をもって、実施要綱等の記載内容を承諾」とありますが、不明な部分については応募表明後の質問および回答によって、実施要綱等の内容を確認・承諾することになります。そのため、質問回答の確認を含めて「承諾する」という理解になりますが宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>実証実験仕様書関係</p>	
<p>実証実験仕様書 3.2② について 協定書によると実験データ収集期間の開始は平成24年11月中旬とあります。 準備期間が短期間である(実験参加者選定から2ヶ月弱)ことに加え、導水等に関する共通設備に要する詳細な準備期間が不透明であるため、最善を尽くすものの11月中旬からのデータ収集期間に間に合わない恐れがあります。あくまでも「11月中旬」を目標とし、詳細のデータ収集期間は実験者および貴市水道部様と協議の上、対応することにさせていただきませんか。</p>	<p>原則として、11月中旬から始められるスケジュールとします。 実験者確定後の合同会議で、これらの方法を協議します。</p>
<p>実証実験仕様書 3.2.② 実験装置の設置及び試運転等の初期対応について、土日の作業は可能でしょうか。 また同様に11月中旬以降のデータ採取期間に、装置の調整やサンプリン</p>	<p>実験プラント内及び実験ハウス廻りの作業に限定し、浄水場の運転に支障のない範囲であれば、可能です。 なお、作業前には事前連絡をして下さい。</p>

<p>グ採取のため土日に作業することは可能でしょうか。</p>	
<p>実証実験仕様書 3・3・2 について 滝沢浄水場施設整備事業における計画浄水量をご教示ください。 (実設備系列の設定など実験条件の設定に必要なため)</p>	<p>現時点では、まだ決定していませんので、お示しできません。</p>
<p>実証実験仕様書 3・3・2 について 滝沢浄水場施設整備事業における非常時の最大水量があればご教示ください。 (実設備系列の設定や過負荷運転を加味した実験条件の設定に必要なため)</p>	<p>現時点では、まだ決定していませんので、お示しできません。</p>
<p>実証実験仕様書 3・3・2 について 滝沢浄水場施設整備事業における排水処理施設計画（天日乾燥、脱水機など）をご教示ください。 (排水処理に関わる実証実験内容の検討に必要なため)</p>	<p>現時点では、まだ決定していませんので、お示しできません。</p>
<p>実証実験仕様書 3・3・2 について 滝沢浄水場施設整備事業の施設計画について、現行の急速ろ過施設と同等のクロージドシステムと考えてよろしいでしょうか。 (システム設計など実験条件の設定に必要なため)</p>	<p>現時点では、まだ決定していませんので、お示しできません。</p>
<p>実証実験仕様書 3・3・3 表1 について 原水水質の状況については過去10年間のデータを整理したものとありますが、将来の水質変化を予測した場合、本表内容から変わると予想される項目はありますか。</p>	<p>過去10年間の水質データを開示しますので、これをもとに判断下さい。</p>
<p>実証実験仕様書 3・3・3 表2 について TOCの目標値のみ、平均値となっています。平均値に加え、上限値を併記すべきかと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>「上限目標値：1.5mg/L」とします。 理由は以下のとおりです。 ①滝沢浄水場で検出された最大値</p>

	<p>②e-WaterⅡ浄水レベル1相当</p> <p>(公益財団法人水道技術研究センターが産官学で取り組んだ「安全でおいしい水を目指した高度な浄水処理技術の確立に関する研究」(e-WaterⅡプロジェクト)の中で設定された浄水場で適切に運転管理が行われている場合に達成可能な値)</p>
<p>実証実験仕様書 3・3・3 表2 について</p> <p>水質目標値のうち、「TOC:平均0.7mg/L以下」とありますが、今回の実験期間は冬季～春季と水質的に清澄な期間と考えられます。ここでいう平均値とは、現状の滝沢浄水場配水水質の年間平均値より想定された値かと推測されますが、実験期間での目標値は、同時期の浄水場配水水質と同等以下を目指すべきと考えます。したがって、今回の実験期間において直接浄水場の水質と比較するため、浄水場水質検査日に合わせて、実験処理水の水質検査を実施して、その値(TOC等)を比較したいと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>提案内容については、実験者決定後の合同会議で決定します。</p>
<p>実証実験仕様書 3・3・3 表2 について</p> <p>表2処理目標水質に残留塩素の値が記載されておりますが、実験においても処理水を目標値の0.5mg/Lにする必要がありますか。</p> <p>実施になった際の目標値との認識程度で良いでしょうか。</p>	<p>実験処理水において、0.5mg/Lの残留塩素を確保する必要はありませんが、実施施設において0.5mg/Lの残留塩素を確保できることを見据えた実験内容とします。</p>
<p>実証実験仕様書 3・3・3 について</p> <p>「実施施設」とは本事業の実機提案施設のことでしょうか。それとも実験施設のことでしょうか。</p>	<p>実機提案施設です。</p>
<p>実証実験仕様書 3・3・3 について</p> <p>本事業方式がDBあるいはDBOになった場合の質問です。</p> <p>表1にご提示いただいた「原水水質の状況」は、事業者選定時の要求水準書</p>	<p>現時点では、まだ決定していませんので、お示しできません。</p>

<p>における「原水引渡し条件」に一致する予定という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、表2にご提示いただいた「処理目標水質」は、事業者選定時の要求水準書における「処理目標水質」に一致する予定という理解で宜しいでしょうか。</p>	
<p>実証実験仕様書 3・4 (1) ③ について</p> <p>「実験者は、実験の実施に当たって、処理水量、スペース、導水や排水の方法等についての要望事項があれば、あらかじめ水道部にこれを要望することができる」とありますが、要望の方法は実証実験実施計画書への記載と共に、貴市水道部様へ申し出ることと考えていますが宜しいですか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>実証実験仕様書 3・4 (1) ④ について</p> <p>「最終的に提案する処理フロー」とありますが、これは後段の事業者選定の時点における提案のことと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>実証実験仕様書 3・4(2)① について</p> <p>実証実験の協定締結から11月中旬のデータ採取まで期間が短く、この間に実験給水設備の工事計画、費用分担、工事業者選定等を実験全社によって協議・決定することは非常に困難であると推測します。</p> <p>費用は実験者負担としても、水道部様にて工事の発注を先行手配頂けないでしょうか。</p>	<p>11月中旬から始められるスケジュールとします。</p> <p>実験者確定後の合同会議で、これらの方法を協議します。</p> <p>水道部としては、手配いたしません。</p>
<p>実証実験仕様書 3・4 (2) ③ について</p> <p>「1者あたり80m³/日を目安」とありますが、貴市水道部様のご了解をいただいた場合は水量を拡大できると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>「1者あたり80m³/日程度」を目安として計画して下さい。</p>
<p>実証実験仕様書 3・6 (1) ② について</p>	<p>水道部で指定した機関で採水・検査となります。</p>

水質検査については、貴市水道部様にて採水いただき、共通の分析機関で検査いただくことが必要かと思いますがいかがでしょうか(検査費用は実験参加者負担)。	
<p>実証実験仕様書 3.6 (1) ② について</p> <p>毎月 1 回実施する水質検査に関して、御指定の検査機関はありますか。</p> <p>また実験設備が複数系列用意されている場合には、複数系列分のサンプルを提出できますか。</p>	<p>水道部で指定した機関で水質検査を行ってください。</p> <p>複数のサンプルの提出は問題ありません。</p> <p>なお、費用はすべて実験者負担になります。</p>
<p>実証実験仕様書 3.6 (1) ⑤ について</p> <p>日報に記載する内容は具体的にはどのような事項でしょうか。</p>	<p>作業者氏名、作業内容、作業開始時間、作業終了時間、その他当日の特記事項等の一般事項を含む日報の様式を示します。</p>
<p>実証実験仕様書 3.7 (8) について</p> <p>実験施設から排泥槽へ排出する排水の許容範囲を御教示下さい。</p> <p>(残留塩素濃度、pH、COD等)</p>	<p>特定施設の一律排水基準を満足すること。</p>
<p>実証実験仕様書 3.7 (8) について</p> <p>薬品洗浄排水は適正に処理すれば排泥槽への排水を許可頂けないでしょうか。</p> <p>またその場合の適正基準を御教示下さい。</p>	<p>薬品洗浄の排水については、「実験者処分」とします。</p> <p>理由は以下のとおりです。</p> <p>①現状の急速ろ過では薬品洗浄で使用している薬品を使用していない可能性が高く、現状の浄水処理に影響を与える可能性があること。</p> <p>②滝沢浄水場の運転上、沈降した汚泥は最終的に天日乾燥床に送泥され、汚泥量が増える可能性もあること。</p>
<p>実証実験仕様書 4.2.1 および 4.2.2 について</p> <p>2月下旬とは、2月28日との理解で宜しいでしょうか。また5月下旬とは、5月31日との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>実証実験仕様書 4.2.2 について</p> <p>実験データ収集期間が5月1日であり、5月2～31日までに撤去工事・現況</p>	<p>5月31日とします。</p>

<p>復旧と並行して最終報告書を作成することになります。重複した作業になるため、現有設備の運用に支障がないことを前提に、撤去の期限を6月30日まで延長いただけませんか。</p>	
<p>実証実験に関する協定書（案）関係</p>	
<p>協定書（案）第4条 について 本条には水道部と実験者の役割が明確に記載されており、実験に使用する薬品は実験者側で用意することになります。 実験参加各社の実験結果を正確に比較するためには、主要な薬品（凝集剤、次亜、活性炭）について、使用する薬品を統一することが理想的です。そのため、現行浄水場にて使用している薬品を支給、または薬品メーカー等を指定いただくことが望ましいと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>膜の種類によって使用薬品も異なるため、各者の膜ろ過に適正な薬品を使用して下さい。</p>
<p>協定書（案）第8条 について 本協定の有効期間は第12条より、平成25年5月31日までとなっております。この時点で秘密保持義務の効力がなくなります。 本件の場合、かかる秘密保持義務については一定期間（例えば、本協定締結から滝沢浄水場施設整備事業終了まで）は残存させるべきかと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>第12条に下記条項を追加することとします。 「2 前項の規定にかかわらず、第8条（秘密の保持）の規定の効力は本協定の有効期間満了後も存続する。」</p>
<p>協定書（案）第8条2（1） 本協定の有効期間満了以降は、水道研究発表会等で実験内容の発表を行ってもよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>協定書（案）第8条2（2） 「水道部は、本事業の執行に必要な範囲において、実験者の同意を得たうえで実験成果を無償で使用することができる。」とありますが、実験成果は企</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

<p>業独自のノウハウを多分に含むものであり、外部に公開できない事項を多く含みます。</p> <p>したがって、「実験者の同意を得た上で」とありますが、これは具体的には、「貴市水道部様がその成果を使用する場合は、事前にその使用したい内容を当該実験者に提示し、実験者の承諾を得た上で」と考えますが宜しいでしょうか。</p>	
その他	
<p>実験設備用の建屋設置に関して、建築確認申請の必要はありますか。</p>	<p>必要ないことを確認済みです。</p>